

NO. 16 2017. 3. 28 発行

東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



昨年 10 月 30 日に死去した東海在日外国人支援ネットワーク代表・
由井滋さんを偲ぶ会で、由井さんとの思い出について語る参加者達。
2 月 4 日 愛知県青年会館

目次

- ◆ 東海在日外国人支援ネットワーク代表 由井滋氏死去 P2~P3
- ◆ 「第5回名古屋入管局と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会」
——よかった！病院受診に手錠・腰縄一律使用緩和—— P3~P4
- ◆ 名古屋高裁で相次ぐ難民逆転勝訴判決 P4~P5
- ◆ 大阪朝鮮学園補助金裁判と愛知朝鮮高校「無償化」除外裁判について P5~P7
- ◆ 人身取引を見ぬく目を ~安全な移住のために~ P7~P8
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P8

東海在日外国人支援ネットワーク代表 由井滋氏死去

東海在日外国人支援ネットワーク（以下、TOMSUNとします。）代表でカトリック布池教会の司祭だった由井滋さんが昨年10月30日、肺炎のため入院先の名古屋医療センターで死去しました。74歳でした。葬儀はカトリック布池教会大聖堂で11月1日に執り行われました。筆者は10月31日に行われた通夜に会葬しましたが、松浦悟郎名古屋教区司教の「今夜、ここにはカトリック教会だけでなく、社会運動体の皆さんも沢山おられます。由井神父は自身の部屋を常に様々な人々に開放されていました」という挨拶が印象に残りました。由井さんは長年、外国からの移住者支援や薬物依存症の人々が回復を目指す施設の活動、ホームレスの人々の為の休憩所「いこいの家」の運営や木曾川流域の環境保全啓発活動等、様々な社会運動に関わっていました。プロテスタント教会で洗礼を受けた筆者は、由井さんの存命中、TOMSUNのメンバーだけでなく、多くの人々が集う由井さんのお部屋を見て時折、新約聖書の使徒言行録のラストシーン、長く、厳しい旅を経てローマに到着した使徒パウロの暮らしぶりを描いた箇所のようななと思うことができました。



昨年のTOMSUN総会で代表挨拶をする由井さん

パウロは、自費で借りた家に丸二年間住んで、訪問する者はだれかれとなく歓迎し、全く自由に何の妨げもなく、神の国を宣べ伝え、主イエス・キリストについて教え続けた（使徒言行録28章30節～31節）。

健康診断で肺がんが見つかったことを筆者は由井さんが亡くなる1か月程前に電話で本人から聞いていました。その時は今後の治療の為に検査を受けるということで、正直、こんなに早く亡くなるとは想像もしていませんでした。亡くなる直前、刑務所に収監されている時に基督教の信仰と出会い、その後、布池教会で洗礼を受け、イスラム教から基督教に改宗したイラン出身の男性の難民認定・在留特別許可が認められない事を大変気にかけておられたことを筆者は忘れられません。

今年2月4日、TOMSUNは愛知県青年会館で由井さんを偲ぶ会を開催しました。偲ぶ会には41名の方々が参加して下さい、それぞれが順々に由井さんについて話をしていく形で進行了ました。特定非営利活動法人・移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）代表理事の鳥井一平さんは「1997年に名古屋で行われた移住連の第1回運営委員会の招集者は由井さんでした。そして6月14日に（特定非営利活動法人になる前の）移住連が正式発足しました。由井さんは惜しみなく人に与えることを喜びとしていて、それをご自身の行動、笑顔で示してくれました。もっと移住連の顧問でいて欲しかった。今、アメリカでトランプ大統領の嵐が吹いていますが、由井さんのように移民や難民の生活と権利の運動にこれからもしっかりと取り組んでいきた

い」と話されました。

偲ぶ会では路上ウクレレ芸人のえぐれ笹島さんのトーク&ライブも披露され、参加者を和ませてくれました。

(名古屋労災職業病研究会 成田 博厚)

「第5回名古屋入管局と東海在日外国人支援ネットワークとの意見交換会」 ——よかった！病院受診に手錠・腰縄一律使用緩和——

◆ 昨年（2016年）12月19日、名古屋入管にて定例となりました意見交換会が催されました。事前に、こちらから質問および要望書を提出しており、その回答とその、自由な質疑応答があり、2時間程度で行われています。活発な質疑が続き、また入管側も、回を重ねるにつれて、それぞれの担当者が真摯に答えてくれるようになってきていると感じられます。



◆ 出席者は、名古屋入国管理局；8名（総務課・留学技能実習担当・審判部門・永住審査部門・難民担当・審査管理部門在留資格取り消し担当・処遇部門・執行部門 各1名）。東海ネット；会員17名

◆ 何と云っても、今年の実答の成果は、大きくは3点ありました。

- 1 昨春より、樽松さんが何度か入管に技能検定試験の費用の負担は誰がするのかを明確に答えるように訊ねましたが、はっきりした答えが得られませんでした。今回、『実習生が2号口に移行するための技能検定基礎1級試験に新たな試験機関が認定されるなか、実習生が監理団体から3万円の試験料を請求された例もある。試験料を実習生の負担としていいのか。実習生の負担とする場合に、あらかじめ入管前に説明し、実習生の了解を取ることは必要ではないのか。』と質問事項を出したところ、『厚生大臣公示の「技能実習制度推進事業等運営基本方針」にも記載がある通り、検定試験等の教育費用については、実習実施機関または管理団体が負担すべきものであり、実習生に直接、間接に負担させることはあってはならない。』との、明瞭な回答がありました。これは、実習生たちにとって、大きな実利がある成果でした。
- 2 外部診療機関に出かける際は、手錠、腰縄を使用していることに関して、初回以来継続して改善を訴えてきました。今回『一律に使用しているのではなく、逃走の恐れ、病状等を考慮して、必要に応じて対処している。』との回答がありました。これは画期的な改善だと受けとめことができます。かつては、臨月の妊婦以外は、男性女性共に一切の例外はなく、女性など受診をためらう例も多くありました。
- 3 『入管法は外国人が対象であるから、入管が捜査するが、同じ入管法違反でも、日本人の場合は警察が捜査する。』ということが分かりました。事例によっては合同捜査もあるそうですが、これまでの様子では、人身売買以外は、入管は日本人の入管法に係る不法行為には、あまり関心が無いようにみえます。不法就労をさせていた日本人の派遣会社の社長たちが、大きな顔をして入管に来ているのを見て、大丈夫なのか？なぜ入管は不法就労助

長罪で罰しないのか？と、かねてから不思議に思っていました、その訳が分かりました。くだんの社長たちにとって入管は怖くないのです！

それにしても、収容された外国人から不法雇用の事実の情報を得たならば、警察に通報はしても良いと思うのですが、それはほとんどしていないようでした。“入管が雇用を下支えする公的派遣会社の役目をしている”と組合の人たちが言うのも納得できます。日本の工場が必要ならば、日本人の経営する派遣会社が就労不可の外国人を雇っても、日本の産業・経済の役に立っているから見逃すということでしょうか？

◆ 報告書は以下の項目で作成されています。TOMSUNのネットワークに1月末ごろ配信しましたが、関心をお持ちくださった方は、事務局にご連絡ください。メールか印刷物の郵送いずれでも、お届けさせていただきます。

- *回答編
- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1 外国人の在留の状況について | 2 非正規滞在の外国人について |
| 3 名古屋入管の管内での在留特別許可の運用の現状について | |
| 4 外国人技能実習生制度について | 5 難民について |
| 6 名古屋入管の収容場の処遇について | 7 入管の新体制について |

- *質疑応答編
- | | | | |
|----------|---------|------------|--------|
| 難民申請者の増加 | ・実習実施機関 | ・派遣会社の不正行為 | |
| 最短収容日数 | ・宗教的配慮 | ・DVの認知 | ・ビザの更新 |
| 在特出頭した場合 | ・難民 | | |

連絡先：〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
杉浦医院4F 名古屋労災職業病研究会内
Tel&Fax: 052-837-7420

(知立派遣村実行委員会 高須 優子／
フレンズ・あいち移住労働者と共に未来を考える会 西山 誠子)

名古屋高裁で相次ぐ難民逆転勝訴判決

2016年の夏から秋にかけ、難民認定をめぐる訴訟で、国の不認定処分を覆す判決が相次いだ。7月にネパール人男性とウガンダ人女性がそれぞれ勝訴し、9月にまた別のネパール人男性が勝訴した。判決はいずれも名古屋高等裁判所における判断であり、95%以上難民が敗訴している難民訴訟において、今回は、3件連続して、難民側が勝訴した。判決の内容は、国際的な基準に沿った非常に画期的なものであったので以下の通り簡単にその内容を紹介する。

ウガンダ人女性は、野党の党员として政治活動をしたことにより迫害を受け、日本に逃れてきたが、日本政府は、彼女が政党内で「指導的立場」にないことを理由に挙げ、難民として認定せず、地方裁判所も同様に「指導的立場」でないことを理由に国の不認定処分を適法とした。しかし、高等裁判所の判決（揖斐潔裁判長）は、指導的立場にないことは難民該当性を否定する根拠にはならないと判断した。日本は、難民条約上の難民の定義と全く同じ定義を国内法で採用しているところ、その難民の定義には「指導的立場」は要件になっておらず、日本政府の解釈の誤り

を指摘したと言える。

ネパール共産党毛沢東主義派の迫害から逃れてきたネパール人をめぐる訴訟については、「迫害の主体」が争点の一つとなった。日本政府は、迫害主体が国籍国の政府そのものか、そうでない場合には、「政府が迫害を知りながら放置ないし助長するような特別の事情が必要」と主張したが、高等裁判所のネパール案件2件の判決（いずれも藤山雅行裁判長）では、上記特別な事情には「迫害主体が公然かつ広範囲に迫害行為を繰り返す、政府がこれを制止し得ず、制止し得る確実な見込みもない場合」も含まれるとした。

その他「立証責任」に関して、今まで日本では、行政判断及び司法判断において、難民保護という恩恵を受ける申請者側に難民であることの証明が求められる、とされてきた。しかし、今回のネパール案件の7月の判決では、難民該当性の立証責任は保護国側にも要請されていることが指摘された。具体的には、難民は、多くの場合証拠書類を持って逃げることができない上、避難先の国で母語以外の言語で自分の難民該当性を主張しなければならない状況に置かれてるのに対し、保護国側は、外交ルートを使うなどして、容易に具体的な政治情勢や治安状況を把握できるとし、事実確認やその評価は、申請する側と審査する側で分かち合うべきである、という国連の基準（国連難民高等弁務官による「難民認定基準ハンドブック」）を引用して判示した。なお、日本では、これまで「難民認定基準ハンドブック」は法的拘束力がないとして軽視されてきた現状があるが、本判決では同ハンドブックを引用し、判断している点が大変画期的であると言える。

また、これまで不認定の判断の理由の一つとして、細かい供述の変遷から、供述全体が信用できないと結論付けられることが度々あった。しかし、高等裁判所の3件の判決は、上記申請者が置かれている状況を想起すれば、細かい事実の矛盾や変遷は想定内のことであり、難民該当性に関する中核事実の一貫性を重視して判断すべきである、と指摘した。

加えて、国の判断が厳しすぎるとの指摘から、第三者の視点を入れるため2005年から導入された難民審査参与員の審理の在り方について、ネパール案件の7月の判決は、「私たちはネパールの案件を何件も担当していますが、この種のことは極めて一般的です。さらに言えば、これまでのケースと比べると被害の度合いは極めて低い。」との参与員の発言に対し、「保護に値しない事案であるかもしれないという個人的な考慮によって判断が影響されるようなことがあってはならない」という国連のハンドブックの基準を引用し、忠告した。

難民の定義の不当な狭い解釈は、極端に低い日本難民認定率の原因ともされる中、逆転判決は国の審査の在り方に警鐘を鳴らしたと言える。しかし、現在日本では難民認定を法務大臣が行っており、高裁で勝訴した3件についても、難民不認定処分の取り消しを受け、法務大臣が再度審査することになる。ウガンダ案件は9月末に難民として認定されたが、ネパールの2件は未だに結果が出ていない。現在日本政府は「真の難民の迅速な保護」を目的として種々制度や法改正に向けて動いているが、高裁で逆転勝訴したネパール案件は、早急に保護されるべきである。

（名古屋難民支援室 羽田野 真帆）

大阪朝鮮学園補助金裁判と愛知朝鮮高校「無償化」除外裁判について

大阪府および大阪市が朝鮮学校への補助金を停止した件で、大阪朝鮮学園が訴えていた裁判で、2017年1月26日、一審敗訴の判決が言い渡されました。

高校無償化制度が始まる直前で、朝鮮高校生への支給保留が問題となっていた 2010 年 3 月、橋下徹大阪府知事（当時）が府独自の補助金に関しても、「府民が納得できないようならば支援すべきでない」と言い出しました。大阪朝鮮高級学校を視察した橋下は、①学習指導要領に準じた教育を行え②総連と人事的な関係を絶て③総連との財務的な関係を明らかにせよ④金日成主席・金正日総書記の肖像画を教室から外せ、のいわゆる 4 要件を提示。翌年 3 月、大阪府は高級学校への補助金不支給を決定。その後も大阪維新の会は、初中級学校の職員室にある肖像画などについて議会で問題にし続けました。2012 年 3 月に至り、大阪府は初中級学校への補助金も不支給を決定。大阪市（当時の市長は橋下徹）も府の判断に合わせるとして、市の補助金も凍結。その後大阪府は補助金制度自体を廃止してしまいました。大坂朝鮮学園は 2012 年 9 月 20 日に提訴、4 年以上 20 回に及ぶ口頭弁論をたたかってきました。

大阪地裁の判決は、教育に政治や外交を持ち込んだ大阪府・大阪市の判断を、行政の裁量権として認めてしまう不当な判決です。「補助金に関する規則や要綱は補助金を受ける権利を認めたものではない。どこに支給し、支給しないかは行政の裁量である。」また、「4 要件と追加した新要件についても朝鮮学園を狙い撃ちしたものとはいえ、違法性はない。」おおよそこのような趣旨です。原告学園は、歴史認識、国際人権条約、1974 年から 40 年近くにわたって補助金を支給してきた行政との信頼関係、様々な論点を主張してきましたが、判決にはほとんど述べられていません。怒りが渦巻く傍聴席からは裁判長に向けて、「人間の心を持って考える！」という叫びが浴びせられたそうです。報告集会で語られた支援者のメッセージを心に刻みたい。「今回の裁判で敗れたのは朝鮮学校ではありません！日本社会の良識です！日本の民主主義であり、人権意識であり、そして植民地主義を克服しようとする意志が破れたのです。」このような不当な判決に屈することなく、大阪朝鮮学園は 2 月 7 日に控訴をしました。これからもたたかいが続きます。

一方、愛知の「無償化」除外裁判は、2017 年 1 月 16 日（月）に第 21 回口頭弁論が行われました。雪を降らせた大寒波におそわれた日でしたが、傍聴支援には 114 人以上の人々が集まってくださり、なんとか抽選に持ち込むことができました。

この期日では、被告である日本政府（国）から準備書面が提出されました。原告側が提出してきた、教育法的論点に対する意見書（成島意見書）とそれに基づく準備書面の内容に対する反論です。

被告（国）は「朝鮮学校の教育は朝鮮総連や『北朝鮮』による不当な支配の元にある」と主張しています。成嶋隆氏（獨協大学教授・日本教育法学会会長）は意見書で、《教育基本法第 16 条の「不当な支配の禁止」条項は戦前、大日本帝国政府が国民を戦争に総動員するために愛国教育を徹底し、その中で個別学校における教師や児童・生徒の思想統制が行われた反省から、教育に対する行政府の介入を禁止するために制定されたものだ。そのため、この条項に関わる論点は「日の丸・君が代」訴訟などで出現してきた。日本国政府は朝鮮学校を含む外国人学校に対しては一切の保障をしてこなかったため、当該学校は各民族団体や祖国の支援を受けながら運営されてきた。このような民族学校と民族団体・祖国との関係に対して「不当な支配の禁止」条項を持ち出すことは、立法趣旨から考えて予定されていない。》と、国のとんでもない主張をしりぞけています。

国の上記の主張や「学校運営のための地方自治体からの補助金が朝鮮総連や朝鮮民主主義人民

共和国に不正に流れている」という主張の根拠として挙げているのは、事実確認が不十分な産経新聞の記事や、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（通称：救う会）など、特定の政治的立場をとる団体の発行物です。この点について、原告は証拠不十分ではないかという主張をしていました。それに対し国はなんと「一つ一つの証拠は不十分でも、数が積み重なれば事実と認定する」というとんでもない反論してきました。うわさ話がたくさん集まってもうわさにすぎません！

大阪だけでなく全国各地で朝鮮学校への補助金が減額・保留・停止される流れが止まりません。名古屋をはじめ中部地区のどの自治体も厳しい情勢です。朝鮮高校の「無償化」制度排除、さらには 2016 年 3 月 29 日の「朝鮮学校への自治体の補助金を見直せ」という文科大臣通知は、自治体への大きな圧力であるとともに、排外主義・歴史修正主義的な首長を扇動する国からのメッセージとなっています。過去最大規模といわれる米韓合同軍事演習が 2 か月に渡って行われている最中です。朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）の立場から見たら、途方もない脅威でしょう。日本は朝鮮のミサイル実験だけを脅威と騒ぎ立てます。こうして「北朝鮮」嫌悪・憎悪が煽り立てられています。日本社会の古層に流れる朝鮮人蔑視とあいまって、いつしか「北朝鮮」を危険視する思いが私たちの心の中にも忍び込んではいませんか。関東大震災の時に権力が流した流言蜚語に煽られてしまった苦い歴史を思い起こすべきではないでしょうか。

愛知の裁判も 5 年目に突入しました。第 20 回の口頭弁論から裁判長が交代しています。3 人目の今の裁判長は、原告の意見陳述を生声として全く聴いていません。これまでの原告の主張を正確に理解してもらうためにも、2017 年 3 月 15 日（水）の口頭弁論では“事実上の”更新弁論（原告主張のダイジェスト版）を行いました。

裁判のステージも、相互の主張から、証拠調べ、証人尋問へと移っていく重要な局面です。ぜひ多くの方々の支援をもって支えてくださるようお願いいたします。在日外国人と日本人が共に生きる社会を目指して、共闘、共動、共働していきましょう。

裁判期日 次回：5月15日（月）

裁判は 14 時から。傍聴抽選×切は 13 時 30 分（予定）

（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知 原科 浩）

人身取引を見ぬく目を ～安全な移住のために～

このタイトルを見て首をかしげる人が多いかもしれません。これは、NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワークが、トヨタ財団から助成を得て作成した DVD のタイトルで、日本で働くことを望む、主にフィリピンにいる JFC（日比の両親のもとに生まれた子どもたち）とその母親たちを対象にしています。しかし、「人身取引を見ぬく目を」と警鐘をならすこの DVD は、日本で働く外国人の現状を映し出し、実際に 2014 年に岐阜の美濃加茂と名古屋で起こった人身取引事件の被害者自らが警告を発する映像も収められていて、JFC ではない私たちが見ても「日本でこんなことが起こっているとは」と、目を見張る必見ものです。

この 25 分間の DVD は、①技能実習制度、②狙われる JFC、③家事労働の構成で、音声も日本語版、タガログ語版の他英語字幕付日本語版の 3 種類から選ぶことができ、1 部 1500 円で移住連 (<http://www.migrants.jp> 電話：03-3837-2316) で購入ができます。外国人支援、多文化共生の学習会での上映、また身近にいる当事者であるフィリピンの人たちに見てもらおうなどして活用して下さい。現地フィリピンでは、数多くの支援団体が日本への渡航を希望している人々に対して、この DVD を利用し啓発活動を続けています。

2008 年の国籍法改正により、出生後の認知で未成年の子どもが届出により日本国籍が取得できるようになったことで、それに目をつけた悪徳ブローカーが暗躍し、悲惨な事件が起きています。海外からやって来る人たちが日本で安心して仕事につき、安定した暮らしができるような施策が求められています。

(杉戸 ひろ子)



参加団体・個人からのお知らせ

★「東海在日外国人支援ネットワーク第 9 回総会と講演会」のお知らせ

日 時：7 月 1 日 (土) 13 時 30 分～16 時 30 分

場 所：名城大学天白キャンパス共通講義棟北 1 階 102 名古屋市天白区塩釜口 1-501
(地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅下車 1 番出口右徒歩 4 分で正門へ。正門よりまっすぐ坂を上ってください)

講 演：名嶋聰郎先生 (名嶋・綿貫法律事務所弁護士)

※講演会はどなたでも入場していただけます。是非ご参加ください。

・プログラム

13:30～13:35 開会挨拶

13:35～14:25 総会

14:25～14:30 閉会挨拶

14:40～16:30 名嶋聰郎先生講演会

★「朝鮮高校無償化ネット愛知」からのお知らせ

5 月 15 日 (月) 14:00～@名古屋地裁 傍聴抽選×切は 13 時 30 分 (予定)

傍聴支援にご協力ください。

◆◆◆◆◆編集後記◆◆◆◆◆

2009 年の結成以来、TOMSUN の代表を務めてこられた由井神父がお亡くなりになり寂しい思いをしました。TOMSUN 第 9 回総会において新代表が選出されます。(な)